第2章 計画の基本的事項

1. 計画の位置づけ

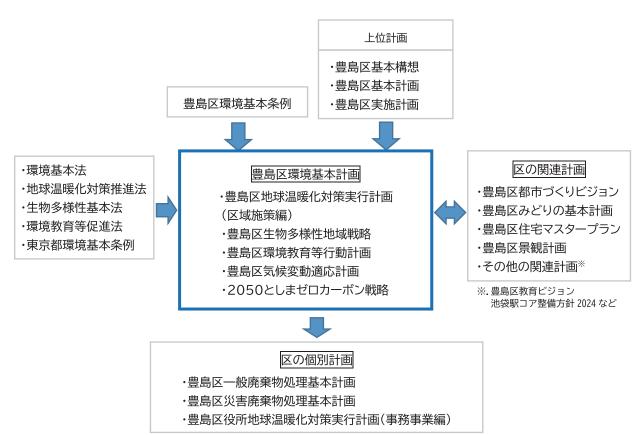
1)目的

豊島区環境基本計画は、「豊島区環境基本条例」第9条に基づき、区の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、以下の事項を定めます。

- ①環境の保全に関する目標
- ② 環境の保全に関する施策の方向
- ③ 環境の保全に関する施策の推進方法
- ④ 環境の保全に関する配慮の指針
- ⑤ 上記のほか、環境の保全に関する重要事項

2) 関連計画との関係

- ●「豊島区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「豊島区基本構想」、「豊島区基本計画」を環境面で支えるものです。
- ●「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」、「生物多様性基本法」に基づく「生物多様性地域戦略」、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等推進法)に基づく「環境教育等行動計画」を包含します。
- ●「2050としまゼロカーボン戦略」を統合し、「気候変動適応計画」を包含させます。



豊島区環境基本計画の位置づけ

3) 計画の対象範囲

「豊島区環境基本条例」第4条に示される範囲を基本として、次のように設定します。

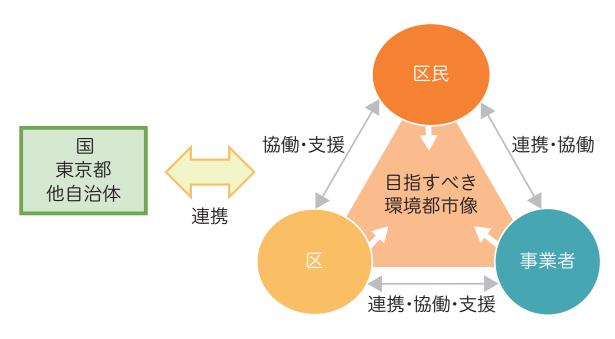
- 地球温暖化の防止、気候変動適応
- みどりの保全・創出、生物多様性の保全
- 廃棄物・リサイクル対策
- 公害対策・環境美化
- 区の率先行動・教育・連携

2. 計画の期間

令和7(2025)年度から令和12(2030)年度

3. 計画の推進主体

区民・事業者・区などがそれぞれの取組を通じ、互いに連携を図りながら目標達成を目指すものとします。



推進体制図